

タイトル	職員の懲戒処分について
------	-------------

11月18日に本市の職員に対して、懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

○所属、職等、処分内容、処分年月日、事案概要は、別紙のとおり

担当部署	総務部 人事課	担当者	末永 勝信
直通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

被処分職員及び処分の内容

(1) 所属部局            市民生活部

(2) 職名・性別・年齢・処分内容

参事・男性・56歳・戒告

(3) 処分日                令和4年11月18日

(4) 概要

今回の事案は、当該職員が7月20日に国民年金に係る申請書を本庁担当課に進達していない未処理24件、未処理期間が長いもので約5ヵ月の申請書を処理していなかったことが発覚した。

また、今年4月から再三にわたり上司から適切に事務処理を行うよう指導、注意を受けていたにも関わらず、上司の命令に従わず、事務処理を遅延させていた。

幸いにして、年金受給ができないという事態には至らなかったものの、市の信用を大きく失墜させる行為であった。

それに加え、上司の職務上の命令に従わなかった行為もあったと言わざるを得ず、当該職員は、参事の職を怠った行為であり、公務員として職務上の義務としてふさわしくない非違行為であった。

これらのことから、戒告とするものである。